

# 第1章

## 母子家庭をめぐる 状況

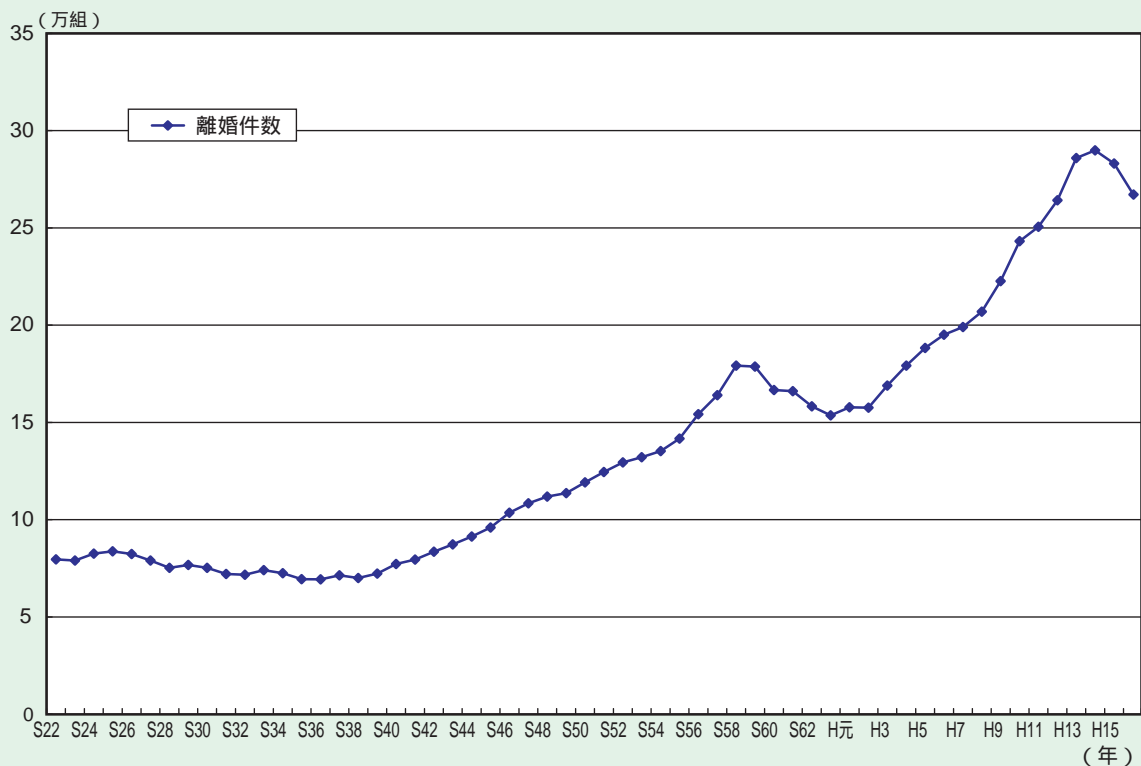
# 第1節 母子家庭の生活の状況

## 1章

### 1 急増する母子家庭等

我が国の年間離婚件数は、昭和39（1964）年以降毎年増加し、昭和58（1983）年をピークに減少したが、平成3（1991）年から再び増加し、平成14（2002）年には、約29万組となり、過去最高となった。平成15（2003）年は28万4千組と減少に転じ、平成16（2004）年は約26万7千組と推計されており、平成15（2003）年よりさらに減少するものと見込まれている（厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」図表1-1-1）。家庭裁判所における婚姻関係事件では、申立て（68,296件）の動機として多いものは、性格が合わない（32,903件、48.2%）、異性関係（17,118件、25.1%）、暴力を振るう（15,684件、23.0%）である（最高裁判所「司法統計年報」（平成15年）申立ての動機は、申立人の言う動機のうち主なものを3個まで挙げる方法で調査し、重複集計したもの。）。

図表1-1-1 離婚件数の推移



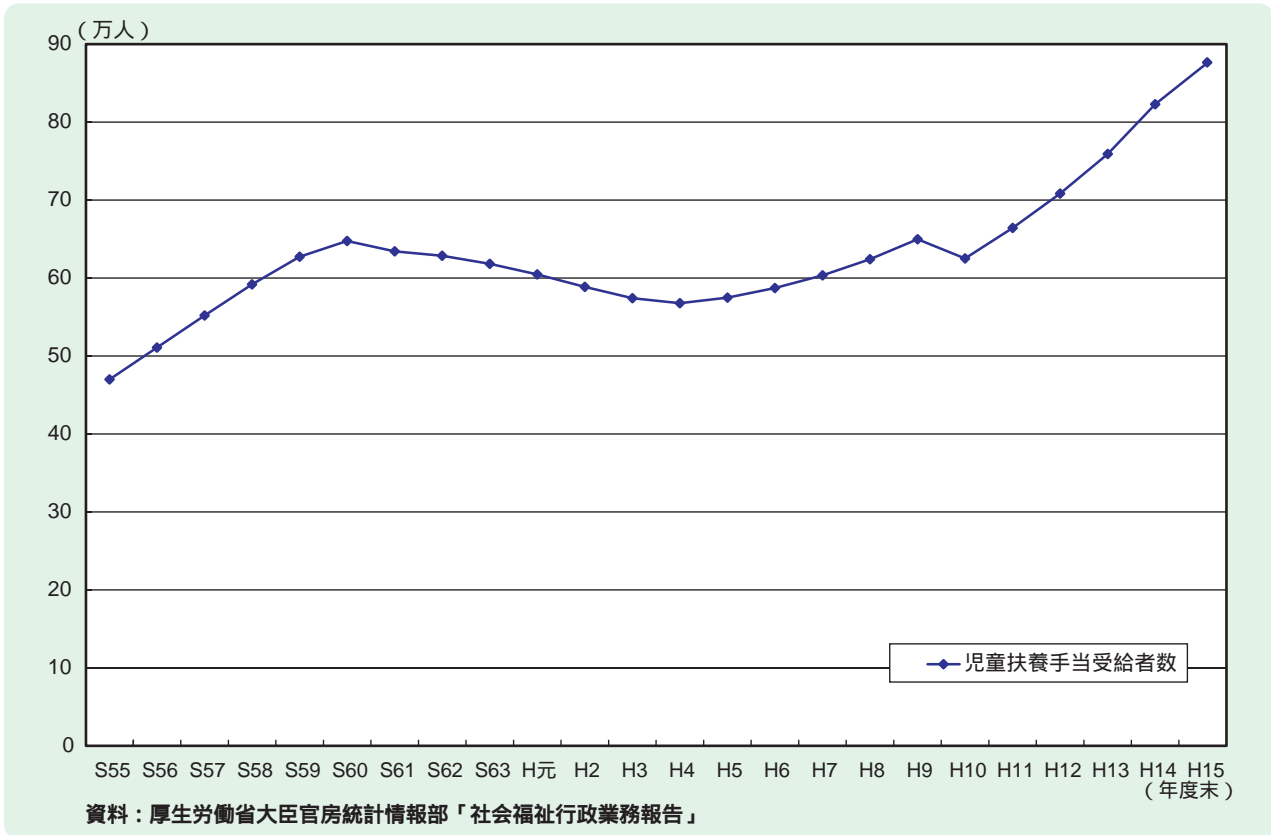
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」  
(注)平成16年は推計値である。

母子世帯数をみると、平成15（2003）年現在であるが1,225,400世帯と、5年前の954,900世帯に対し、28.3%の増加となっている。母子世帯となった理由は、離婚（79.9%）、死別（12.0%）、未婚時の出産（5.8%）等である。また、母子世帯の母の平均年齢は39.1歳と5年前の40.9歳と比べて1.8歳、末子の平均年齢は10.2歳と、5年前の10.9歳と比べ0.7歳、母子とも平均年齢が低下している（厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」）。

母子家庭の増加により、児童扶養手当（第4章第1節参照）の受給者数も増加しており、平

成12（2000）年度末708,395人、平成13（2001）年度末759,197人、平成14（2002）年度末822,958人、平成15（2003）年度末871,161人（厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」図表1-1-2）であり、平成17（2005）年1月末現在では、932,656人である（厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」）。

図表1-1-2 児童扶養手当受給者数の推移

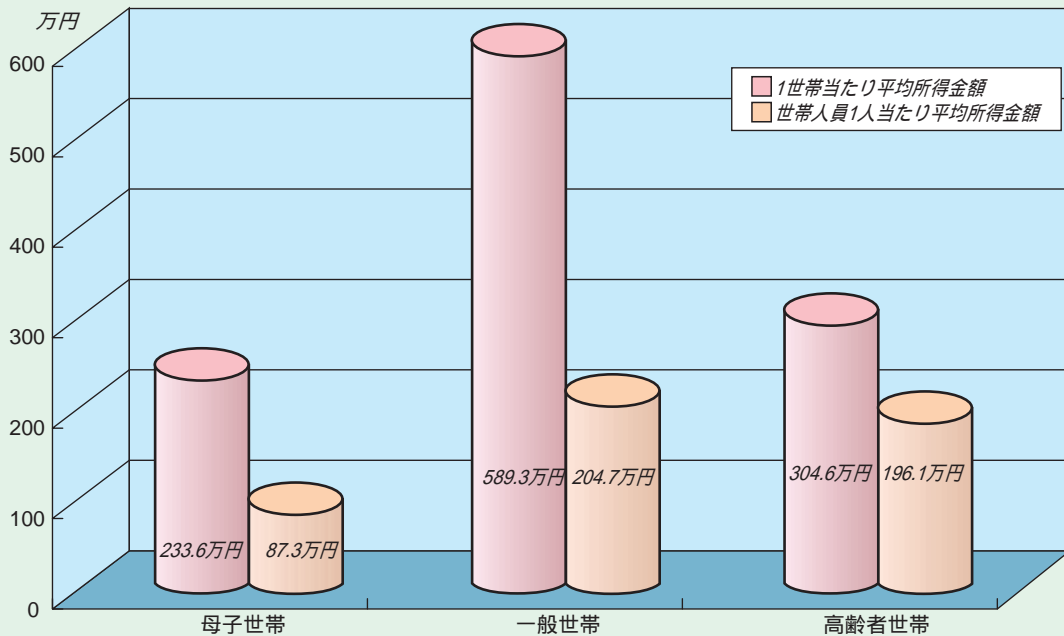


## 2 母子家庭の収入の状況等

母子家庭の1世帯当たり平均所得金額は、233万6千円であり、世帯人員1人当たり平均所得金額は87万3千円である。

一般世帯の1世帯当たり平均所得金額589万3千円、世帯人員1人当たり平均所得金額204万7千円、高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額304万6千円、世帯人員1人当たり平均所得金額196万1千円に比べ低い水準にとどまっている（厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（平成15年）図表1-1-3）。

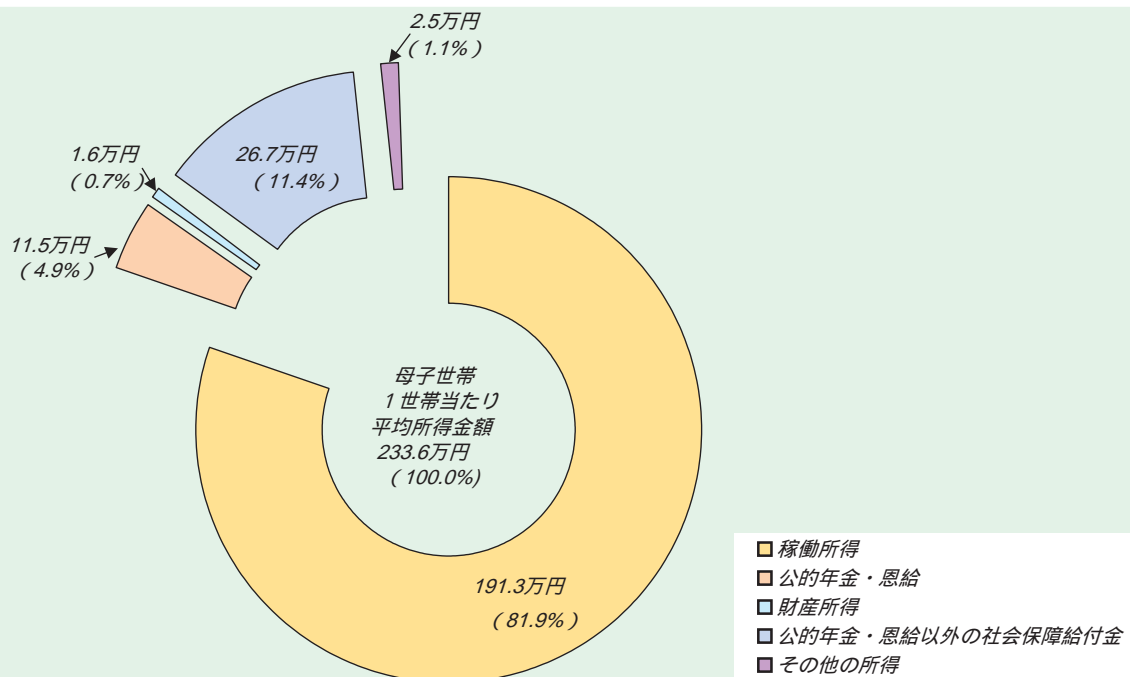
図表1-1-3 1世帯当たり平均所得金額及び世帯人員1人当たり平均所得金額



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」(平成15年)  
 (注) 1. 「一般世帯」とは、「母子世帯」及び「高齢者世帯」を含む全世界帯の数値である。  
 2. 「母子世帯」は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。

母子家庭1世帯当たりの平均所得(233.6万円)の内訳をみると、その81.9%は「稼働所得」(191.3万円)であり、11.4%は公的年金・恩給以外の社会保障給付金であり、この公的年金・恩給以外の社会保障給付金の中には児童扶養手当も含まれている(厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」(平成15年)図表1-1-4)。

図表1-1-4 母子家庭の所得構成



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」(平成15年)  
 (注) 「母子世帯」は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。

母子家庭の母の83.0%が就業しており、就業している者のうち常用雇用者が39.2%、臨時・パートは49.0%となっている。

また、母子世帯の母で不就業の者のうち、「就職したい」とする者が86.2%と、5年前の73.1%と比べ就業意欲が高い者の割合が増加している（厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」（平成15年））。

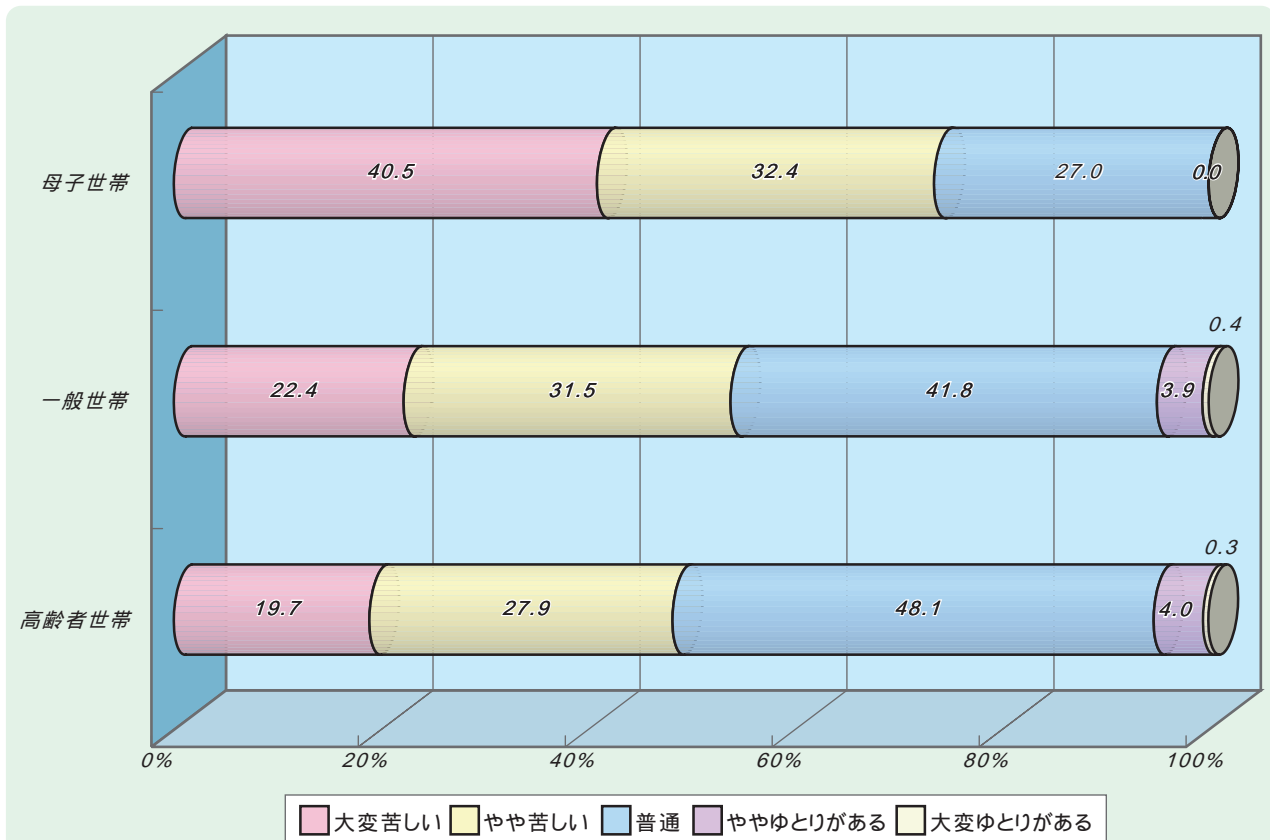
平成16（2004）年における母子世帯の完全失業率は8.9%（平成15年8.9%）と前年と同率となり、一般世帯の完全失業率4.7%に比べ高い水準になっている（総務省統計局「労働力調査」）。

### 3 暮らし向きについての意識

現在の暮らしについて、総合的にみてどのように感じているかをみると、「大変苦しい」（40.5%）と「やや苦しい」（32.4%）をあわせると73.0%、「普通」が27.0%である。

一般世帯や高齢者世帯と比べ、苦しいと感じている者の比率が高い（厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（平成15年）図表1-1-5）。

図表1-1-5 暮らし向きについての意識



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（平成15年）

（注）1. 「一般世帯」とは、「母子世帯」及び「高齢者世帯」を含む全世界帯の数値である。

2. 「母子世帯」は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。